

農業振興を担う新たな委員を任命・委嘱しました

4月1日付で新たな農業委員19人が市長から任命されました。また、同日付で新農地利用最適化推進委員41人が会長から委嘱されました。両委員ともに、任期は令和4年4月1日～令和7年3月31日の3年間です。新たな委員の皆さんには、農業振興、農地利用集積、遊休農地の発生防止に向けて活動していただきます。

なお、各委員の会長などの役員は、次のとおりです。(敬称略)

農業委員 ▷会長=山本彰一郎 ▷会長職務代理者=高橋昭彦 ▷農政部会部会長=飯塚敬子
農地利用最適化推進委員 ▷委員長=齋藤光男▷副委員長=岩崎雅信
 詳しくは、**農業委員会事務局**(☎2920)へ。

農業委員 (敬称略)

| No. | 地区 | 氏名 |
|-----|-------|-------|
| 1 | 渋川 | 岸 正二 |
| 2 | | 青木 明雄 |
| 3 | | 眞下 繁美 |
| 4 | | 高橋 昭彦 |
| 5 | 伊香保 | 田中 修之 |
| 6 | 小野上 | 野村 隆 |
| 7 | 子持 | 斉藤 美保 |
| 8 | | 飯塚 敬子 |
| 9 | | 山本彰一郎 |
| 10 | 赤城 | 角田 壽一 |
| 11 | | 青木 洋一 |
| 12 | | 高井眞佐実 |
| 13 | | 内山 繁司 |
| 14 | | 鳥山 孝子 |
| 15 | 齊藤 由香 | |
| 16 | 北橋 | 都丸 正隆 |
| 17 | | 奈良 嘉祐 |
| 18 | | 石田 玉枝 |
| 19 | ※ | 廣瀬 淳 |

※利害関係のない委員です

農地利用最適化推進委員 (敬称略)

| No. | 地区 | 氏名 | No. | 地区 | 氏名 |
|-----|--------|--------|--------------------------------|----|-----------|
| 1 | 渋川・伊香保 | 設楽 秀夫 | 23 | 赤城 | 兵藤 孝志 |
| 2 | | 都丸 政義 | 24 | | 田村 久光 |
| 3 | | ○齋藤 光男 | 25 | | 大畠 広 |
| 4 | | 小池 勤 | 26 | | 嶋原十四治 |
| 5 | | 木村 克己 | 27 | | 藤川 豊 |
| 6 | | 鈴木 孝明 | 28 | | 内山 光司 |
| 7 | | 登坂 勇 | 29 | | 狩野森の助 |
| 8 | | 俣田 英昭 | 30 | | 内山 慎一 |
| 9 | | 田中 治夫 | 31 | | 萩原 享 |
| 10 | | 富澤 孝明 | 32 | | 望月 実 |
| 11 | 小野上・子持 | 吉沢 良一 | 33 | 北橋 | 都丸 明 |
| 12 | | 神道 寿治 | 34 | | 須田 和治 |
| 13 | | 生方 欣司 | 35 | | 椋澤 敏幸 |
| 14 | | 千明 幸雄 | 36 | | 吉田 尚弘 |
| 15 | | ○阿部 正雄 | 37 | | 藤井 守 |
| 16 | | 埴田 邦彦 | 38 | | ○諸田 好真 |
| 17 | | 佐藤 正道 | 39 | | 萩原 大地 |
| 18 | | 阿久津 幸司 | 40 | | 今井 克由 |
| 19 | | 佐藤 邦浩 | 41 | | 高梨 睦 |
| 20 | | 赤城 | 狩野 邦久 | | ※「○」は地区班長 |
| 21 | ○岩崎 雅信 | | ※小野上地区は1名欠員となっていますが、今後委嘱する予定です | | |
| 22 | 須田 広幸 | | | | |

市への貢献を志す人材を支援する「ふるさと渋川学生奨励金」の給付希望者を募集します。給付を希望する人は「将来、自分が渋川市のためにどのように貢献したいか」を提案し、選考委員会が給付対象者を決定します。詳しくは、**教育総務課**(☎22076)へ。

対象 次の①～④のいずれかに該当する人

- ①市内に住所があり、申請時に高等学校、中等教育学校(後期課程に限る)、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校(高等課程または専門課程に限る)またはこれに準ずる学校に在学している
- ②過去に、市内に1年以上住所を有していたことがあり、かつ、申請時に①に示す学校に在学している
- ③市内にある県立の高等学校またはこれに準ずる学校に在学している
- ④市内にある県立の高等学校を卒業し、申請時に大学、短期大学、高等専門学校、

令和4年度ふるさと渋川学生奨励金の給付希望者を募集します

専修学校(高等課程または専門課程に限る)またはこれに準ずる学校に在学している
給付額 10万円(1人1回限り)
対象者数 若干人
申込方法 応募用紙、提案書(将来渋川市のためにどのように貢献したいかを1200字程度で記載)を記入し、郵送または直接教育総務課(〒377-8501・石原80)へ

※パンフレット・応募用紙は、本庁舎、第二庁舎または市ホームページ(ID19603)にあります

申込期限 9月2日(金)(必着)

選考方法 ▽一次選考Ⅱ提案書による選考(5人程度を選抜) ▽二次選考Ⅱ提案内容についてのプレゼンテーションと選考委員との質疑応答(公開で実施)

その他 YouTubeの市公式チャンネルで、令和3年度給付対象者のプレゼンテーションの様子を公開しています



動画はこちら

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料のお知らせ

制度改正により、国民健康保険税(国保税)と後期高齢者医療保険料が一部変わります。変更点は次のとおりです。

国保税について

課税限度額を3万円引き上げました(医療分2万円および支援金分1万円)。

課税限度額の引き上げは、限度額に達する高所得の世帯に応分の負担を求めて、中・低所得の世帯の負担を軽減するために実施するものです。

後期高齢者医療保険料について

保険料の見直しは2年に一度行われます。令和4、5年度の均等割額、所得割率、賦課限度額が改定されました。

国保税(料)の納付について

国民健康保険または後期(高齢者医療保険の保険料(料)の納入通知書は、7月中旬に郵送します。届きましたら、納税課や各行政センター、金融機関、コンビニ、

スマートフォンアプリなどで定められた納期限までに納付してください。

また、口座振替にすると、指定口座から安全・確実に振替納付することができます。口座振替の申し込み手続きは、取扱金融機関で行ってください。

国民健康保険・後期高齢者医療保険は、加入者の皆さんが納める保険税(料)で運営されています。今後も安定した保険制度を運営していくために、皆さんのご理解・ご協力をお願いします。詳しくは、**本**保険年金課(☎22429)へ。

(別表) 令和4年度の国保税・後期高齢者医療保険料

| 区分 | 国民健康保険税 | | | 後期高齢者医療保険料 |
|-----------|----------------|----------------|-------------|------------------------|
| | 医療分 | 支援金分 | 介護分(40～64歳) | |
| 所得割 | 7.7% | 2.7% | 2.1% | 8.89% (8.60%) |
| 均等割 | 2万6千円 | 9千円 | 1万円 | 4万5,700円 (4万3,600円) |
| 平等割 | 2万4千円 | 9千円 | 7千円 | - |
| 課税(賦課)限度額 | 65万円 (63万円) | 20万円 (19万円) | 17万円 | 66万円 (64万円) |

※前年度から変更がある項目は、上段が変更後、下段の括弧書きが変更前
 ※所得割:前年の所得から基礎控除(43万円)を差し引いた額に税率を乗じて算出。
 なお、所得割の計算においては、所得税等における扶養控除などの所得控除は適用されません
 ※均等割:1人当たり(人数)に応じて算出
 ※平等割:加入世帯ごとに定額で算出(後期高齢者医療はかかりません)

店舗の改装にかかる費用の一部を補助します

市民の買い物や生活環境を改善し、また、店舗経営の安定化と機能の維持・向上を図るため、店舗の改装費用の一部を補助します。

対象 ▽市内の小売業・飲食業・生活関連サービス業を営む来客型店舗

▽店舗を改装した後も事業の継続が確実である小規模事業者

▽交付申請までに渋川商工会議所またはしづかわ商工会が行う経営相談を受けていること

※その他の要件があります。要件の詳細は、市ホームページ(ID114274)を確認してください

助成内容 ▽内装・外装・設備(電気・水道・ガス・空調)工事費 ▽共生社会の実現を目的とする工事費 ▽感染症の予防対策を目的とする工事費 ▽その他建物と一体となった機能する機器などの購入費や設置費 ▽事業に直接関係する備品購入費の一部

※工事着工前・備品購入前に

申請が必要ですが、申請が不要です

※消費税および地方消費税相当額を除いた額(備品購入は単価が30万円以上のものに限り)

補助率 2分の1以内(上限50万円)



※予算額を超過した場合は抽選になります
その他 ▽今年度から、抽選となった場合、共生社会の実現を目的とする工事を補助対象とする申請者は、優遇の対象となります(必ず当選するわけではありません)
 ▽前回補助金の交付から5年間経過している場合は、再度交付申請ができます
申請期間 6月1日(水)～17日(金)
 詳しくは、**商工振興課**(☎22596)へ。